

新区長21人が決まる

問 行政推進課 協働・行政管理班 ☎(内線)3245

自治会活動のリーダーである新しい区長が選出されました。町には21の行政区(自治会)があり、それぞれの地域に住む皆さんが互いに助け合い、活力に満ちた地域をつくるため、創意工夫を凝らした活動が行われています。

区長の皆さんは、厚木警察署から地域防犯連絡員として委嘱されるなど、さまざまな役職を担っています。

4月26日に開催された第1回区長会で、区長会長に田代区の前座野茂夫区長、副会長に角田区の小中原守彦区長と坂本区の田村直治区長、会計に春日台区の長谷川 進区長が選ばれました。

安全安心

防犯パトロール
災害への備えなど

ふれあい

夏祭りなどの開催による
親睦事業

自治会の 主な活動

環境づくり

地域の清掃活動
児童館や集会所の管理など

情報共有

回覧板や掲示板の活用による
情報伝達



春日台区長
長谷川 進さん
【同会計】



坂本区長
田村直治さん
【同副会長】



角田区長
小中原守彦さん
【同副会長】



田代区長
古座野茂夫さん
【区長会長】



三増区長
郷司孝志さん



細野区長
佐藤隆男さん



両向区長
小松崎恒昭さん



原白区長
田島恵一さん



宮本区長
吉邑高志さん



川北区長
榮利隆一さん



二井区長
井上 桂さん



下谷八菅山区長
戸田政秀さん



熊坂区長
平田英世さん



上熊坂区長
鈴木敏男さん



小沢区長
薄 岩夫さん



箕輪区長
中丸 隆さん



桜台団地区長
久野 了さん



大塚区長
齋藤千春さん



六倉区長
山内 潔さん



半繩区長
落合善宏さん



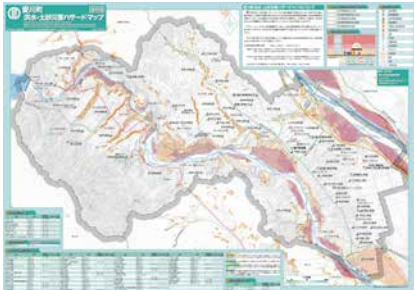
桜台区長
栗山登喜雄さん

台風などの風水害に備えましょう

問 危機管理室 危機管理班
☎(内線)3782

これから台風や集中豪雨のシーズンを迎えます。災害から自分自身や家族の命を守るため、重要な4つのポイントを確認しましょう。

1 事前にハザードマップで自宅周辺の危険箇所を確認しましょう



町ホームページ「愛川町洪水・土砂災害ハザードマップ」

2 避難所の確認をしましょう

避難所や避難経路、危険な場所などを確認し、できれば実際に歩いてみましょう。



3 非常持ち出し袋を準備しましょう

食料や水、懐中電灯など非常時に自分や家族に必要なものを入れた非常持ち出し袋を準備しておきましょう。



4 情報を入手しましょう

町は、防災行政無線の情報をさまざまな媒体で発信しています。

● 音声自動応答サービス

☎ 0120(530)310(通話無料)
防災行政無線の内容を、フリーダイヤルで聞くことができます。



● テレビ神奈川(tvk)データ放送

インターネット環境がなくても、ご自宅のテレビで防災行政無線の内容などをご覧いただけます。

● 防災行政無線戸別受信機

屋内で防災行政無線と同じ放送を聞くことができる戸別受信機を、ご希望の方に有償(1万円)で配布しています。



● SNSや電子メールでも

災害・避難情報を発信しています。



愛川町の公式Twitter



愛川町のLINE公式アカウント



愛川町のメール配信サービス

いざ、避難行動!

いざというとき、命を守る行動に素早く移れるよう、どのタイミングで、家族の誰がどこに避難するか、あらかじめ決めておきましょう。

災害発生時に避難の目安として5段階の「警戒レベル」で避難を呼びかけます。発表があったら速やかに命を守る行動をしましょう。

警戒レベル	1	2	3	4	5
災害の状況	今後気象状況悪化の恐れ	気象状況悪化	災害の恐れあり	災害の恐れ高い	災害発生又は切迫
避難情報	早期注意情報(気象庁)	大雨・洪水注意報(気象庁)	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保

警戒レベル4までは危険な場所から必ず避難

消防庁から消防団車両などが無償貸与

問 消防課 警防班 ☎(内線)3716

総務省消防庁から町に、ワンボックスタイプの消防車両1台や小型消防ポンプ、消防用ホースの消火器具、エンジンカッター、チェーンソーなど救助器具の災害活動用資機材、訓練用水消火器やVR煙体験器具など地域住民が訓練時に使用する資機材が無償で貸与されました。

この車両や資機材は災害活動に使用するほか、消防団の普及啓発イベントなどでも使用する予定です。



無償貸与された消防車両と資機材

緊急地震速報! すぐに命を守る行動を!

緊急地震速報は、強い揺れ(震度4以上)が始まる数秒~数10秒前に、地震の発生を素早く知らせる情報です。速報を見たり聞いたりしたら、周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保しましょう。



家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ●頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。 ●慌てて外に飛び出さない。 ●火の元が遠ければ、無理して火を消そうとしない。
自動車運転中は	<ul style="list-style-type: none"> ●慌てて急ブレーキ、急ハンドルはしない。 ●ハザードランプを点灯し、揺れを感じたらゆっくり停車する。
屋外では	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック塀や自動販売機などの転倒に注意する。 ●看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルから離れる。

耐震個別相談会を実施します!

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅(旧耐震住宅)や地震で倒壊する恐れのあるブロック塀などを所有の方を対象に相談会を実施します。申し込みの必要はありませんので、直接会場へお越しください。

問 都市施設課 都市計画班
☎(内線)3443

●日時 7月1日(土)

①午前9時30分~
②午前10時40分~

●会場 ラビンプラザ

教育委員会表彰 教育・文化振興の功績者を表彰

問 教育総務課 庶務施設班 ☎(内線)3613

4月29日、教育や文化の振興に功績のある方を表彰する町教育委員会表彰式が文化会館で行われ、8人の方に佐藤教育長から表彰状を贈りました。

社会教育関係

山口 淳さん(半原)
上村正和さん(春日台)
成井博文さん(角田)
平本幸一さん(三増)
小澤昭彦さん(中津)
柏木正好さん(中津)

文化関係

小島瓊禮さん(半原)

学校関係

和田 力さん(角田)



国民健康保険 加入・脱退の手続きは忘れずに

問 国保年金課
国保年金班 ☎(内線)3379
収納班 ☎(内線)3382



町ホームページ
「国民健康保険について」

退職などにより職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときや、就職して国民健康保険を脱退するときなどには手続きが必要です。国保年金課で14日以内に手続きをしてください。

国保に 加入するとき	他市町村から転入してきたとき
	職場の健康保険をやめたとき※
	子供が生まれたとき
	生活保護を受けなくなったとき
国保を 脱退するとき	他市町村へ転出するとき
	職場の健康保険に加入したとき
	死亡したとき
	生活保護を受けるようになったとき
そのほか	住所が変わったとき
	世帯主、氏名などが変わったとき
	保険証の紛失や、汚損などで使えなくなったとき
	就学のため、別に住所を定めるとき

※ 社会保険の資格喪失証明書など資格喪失日や、扶養している方の有無を証明する書類を必ずお持ちください。

減免の申請

災害や病気、失業などにより生活保護受給者と同等程度の収入状況となった方などで、一時的に国民健康保険税(国保税)の納付ができなくなってしまった場合は、減免を申請できます。ただし、審査の結果、一定以上の財産(預貯金のほか、処分可能な不動産や生命保険など)があると認められる場合や、単に生活に困窮しているというだけでは減免の対象とはなりませんのでご注意ください。

●申請方法

各納期限までに、次の書類をお持ちの上、国保年金課で手続きしてください。

- 減免申請書(国保年金課にあります)
- 給与明細書など直近3カ月間の収入が分かるもの
- 生計を同一にする世帯全員の預貯金通帳の写し

※ 具体的な申請書類については、国保年金課にお問い合わせください。

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方へ 国保税が軽減されます

倒産・解雇など、勤め先の事情により離職した場合は、届け出により国保税が軽減されます。

●対象 65歳未満で離職した方で、離職の翌日からその翌年度末までの期間に、次に該当し求職者給付(基本手当)の受給資格を有する方

- 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由の欄に、11・12・21・22・31・32のいずれかが記載されている方
- 特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由の欄に、23・33・34のいずれかが記載されている方

●軽減額 国保税は前年の所得などにより算定されますが、対象者は、前年の給与所得をその100分の30とみなして算定されます。

●軽減期間 離職の翌日から、その翌年度末まで

●申請方法 公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」をお持ちの上(マイナンバーカードを提示できる場合は不要)国保年金課で手続きしてください。届出書は国保年金課にあります。

納税には、確実・便利な 口座振替をおすすめします

□座振替にすると、指定した金融機関の口座から自動的に引き落とされます。
□座振替の手続きは、お近くの町指定金融機関で申し込みができます。
毎月10日までに申し込むと、翌月末以降の納期分から口座振替されます。

来年度の町職員募集

問 総務課 総務法制班 ☎(内線)3215

受験案内と申込用紙は、総務課で配布(平日の午前9時～正午、午後1時～5時)するほか、町ホームページからダウンロードもできます。

町ホームページ
「町職員募集」



試験区分	受験資格(区分ごとの全ての項目に該当する方)
一般事務職 (大学卒業程度)	昭和63年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
土木職 (大学卒業程度)	(1) 昭和53年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 学校教育法に規定する大学、短期大学、高等学校などで、土木職は土木技術、建築職は建築技術の専門課程を履修し、卒業(令和6年3月までに卒業見込みを含む)した方、または同程度の知識(職務経験)を有する方
建築職 (大学卒業程度)	
保健師 (大学卒業程度)	(1) 昭和53年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 保健師の資格を有する方、または令和6年3月までに取得見込みの方
保育士 (短大卒業程度)	(1) 昭和58年4月2日以降に生まれた方 (2) 保育士登録をしている方、または令和6年3月までに登録見込みの方

※詳しくは受験案内でご確認ください。

● 申込方法

申込用紙に卒業(見込)証明書などを添付の上、総務課へ郵送により提出してください。

● 受付期間

6月1日(木)～14日(水)

● 第一次試験日

6月25日(日)

● 募集人数

いずれの区分も若干名

情報公開条例・個人情報保護条例 令和4年度の運用状況

問 総務課 総務法制班 ☎(内線)3216

情報公開条例および個人情報保護条例に基づき、制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

行政文書の公開の請求件数 29件

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

請求に対する決定

- 文書を公開する旨の決定 16件
- 文書の一部を公開する旨の決定 9件
- 文書が存在しない旨の決定 4件
- ※ 不服申し立ての件数 0件

個人情報保護制度

個人情報の開示の請求件数 1件

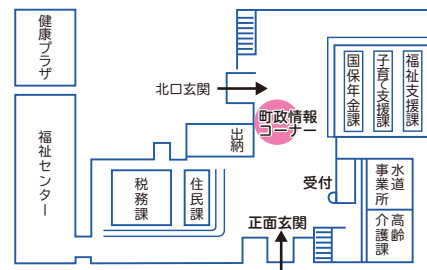
町が保有する個人情報について、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。令和4年度末現在、個人情報を取り扱う684の事務を登録しています。

請求に対する決定

- 文書を開示する旨の決定 1件
- 文書の一部を開示する旨の決定 0件
- ※ 不服申し立ての件数 0件

「町政情報コーナー」を 役場1階に常設しています

このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧、販売、コインコピーサービスなどを行っています。



若者たちの音楽祭9 出演者を大募集!

問 スポーツ・文化振興課 ☎(内線)3632

4年ぶりに開催する冬フェス「若者たちの音楽祭」!! 若者の皆さん、愛川町を音楽で一緒に盛り上げましょう!

● 開催日時 12月10日(日) 午後1時～4時30分(予定)

● 参加料 1組5,000円

(高校生以下のみのグループは2,000円)

● 場所 文化会館ホール

● 募集期間 7月3日(月)まで

● 応募資格 おおむね高校生以上、40歳未満のメンバーで構成していること

● 応募方法

応募用紙を、直接または郵送、メール、ファクスなどでスポーツ・文化振興課へ。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

※ 出演者には音楽祭の運営にも協力していただきます。

● 演奏ジャンル 軽音楽

※ ギターアンプ、ベースアンプ、ドラムセット、キーボード、グランドピアノ、マイク、音響機材は用意しますが、それ以外の楽器は各自お持ちください。

☎ 046(286)4588

町ホームページ
「若者たちの音楽祭」

✉ spobun@town.aikawa.kanagawa.jp



ボランティアスタッフ募集! 受付係やドア係など、音楽祭を裏方から支えてみたい方は、スポーツ・文化振興課へご連絡ください。